

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 防災対策推進地域の指定について（諮問）

【推進地域の指定】

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日公布、平成17年9月1日施行）

推進地域の指定

- ・ 著しい地震災害が生ずるおそれがある地域を、中央防災会議への諮問、地方公共団体への意見聴取を経て、内閣総理大臣が推進地域として指定
- ・ 指定の基準は、震度、津波の高さ等をもとに専門調査会で検討



防災対策の策定

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特別措置法、災害対策基本法に基づき基本計画等を策定

防災対策の実施

避難地、避難路等の地震防災施設、地震観測施設等の整備や、津波に係る防災対策を実施

【参考】日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特徴

マグニチュード7～8クラスの大規模な地震が繰り返し発生
地震のタイプは、大きな津波を伴うもの、繰り返し間隔が比較的
明瞭なものなど、多様

専門調査会の試算によれば、

- ・ 北海道の太平洋沿岸の一部で15m以上、三陸海岸の一部で20m以上の大規模な津波
- ・ 北海道、青森県、宮城県の太平洋沿岸の一部で震度6弱以上の強い揺れ

が想定

